(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新潟県岩船郡関川村大字金丸二一九番二地内	前	一九・〇〇～三二・〇〇メートル	〇・〇八〇キロメートル
	後	一九・〇〇～三五・〇〇メートル	〇・〇八〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第八十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十五日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	石川県石川郡野々市町御経塚四丁目一〇七番地内	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年四月十五日

○近畿地方整備局告示第百三十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年四月十五日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号　近畿地方整備局長　17

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　建築検査機構株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	井上　憲一
変更後	—

(2)　変更年月日　平成二十二年四月一日

○近畿地方整備局告示第百三十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年四月十五日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号　近畿地方整備局長　14

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社兵庫確認検査機構

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	伊藤進次郎、滝口　珠生

(2)　変更年月日　平成二十二年四月一日

○北海道開発局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　関　克己

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
札幌市清田区清田一条一丁目一〇九番二から同市清田区清田一条一丁目一〇九番一五まで	前	三一・七一～三六・〇〇メートル	〇・〇四一キロメートル
	後	三一・七一～三六・〇〇メートル	〇・〇四一キロメートル
深川市音江町字向陽一番五から同市音江町字広里八六九番四まで	前	二七・二〇～四六・〇〇メートル	〇・一三四キロメートル
	後	二七・二〇～四六・〇〇メートル	〇・一三四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道上川郡上川町字層雲峡一五番一から同町字層雲峡一五番一地先まで	前	二九・五八～三四・九五メートル	〇・〇六七キロメートル
	後	二九・五八～四四・七五メートル	〇・〇六七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

四(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道古宇郡神恵内村大字珊内村字ウエンチクナイ国有林後志胆振森林計画区後志森林管理署一〇六三林班ろ小班から同村大字赤石村字大森三七番三まで	前	A 九・〇〇～一三一・〇〇メートル	二・六一一キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 一九・〇〇～一九四・五〇メートル	二・六三六キロメートル	
		C 一九・〇〇～一五七・五〇メートル	〇・四六二キロメートル	
	後	A 九・〇〇～一三一・〇〇メートル	二・六一一キロメートル	
		B 一九・〇〇～一九四・五〇メートル	二・六三六キロメートル	
		C 一九・〇〇～一五七・五〇メートル	〇・四六二キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部